

## 6 年金分割

(1) 離婚時年金分割制度には、合意分割と3号分割がありますが、詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。年金事務所にお尋ねください。離婚給付等契約の公正証書において記載することがあるのは、このうち、合意分割ですが、合意分割をするための手続にもいろいろな方法があり、公正証書によらない方法もありますので、どの方法にするかご検討ください。

(2) 合意分割は、離婚をした当事者が、年金の分割の割合を合意することを条件として、当事者の一方から婚姻期間中の保険料納付実績（基準報酬）の改定等を日本年金機構等に請求するものです。

分割の割合の上限は、0.5ですが、特段の事情がない限り、0.5とするのが相当であるとされています。相手方に分割をする方を「第1号改定者」、分割を受ける方を「第2号改定者」といいます。分割の対象となる期間等については、「年金分割のための情報通知書」を日本年金機構に請求することで、知ることができますので、年金事務所等にお尋ねください。

(3) これらを踏まえた、文例の一つとしては、次のようなものが考えられます。なお、この場合、それぞれの方の基礎年金番号が分かる資料の写しも必要になります。また、当事者において、この合意分割の請求手続を、年金事務所等にさせていただく必要がありますので、必要な部分の抄本を作成してお渡しします。

#### 第〇条（年金分割）

- 1 甲（第1号改定者。昭和〇〇年〇月〇日生。基礎年金番号〇〇—〇〇）と乙（第2号改定者。昭和〇〇年〇月〇日生。基礎年金番号〇〇—〇〇）は、本日、厚生労働大臣又は日本年金機構理事長に対し、対象期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意した。
- 2 乙は、離婚届出をした後、速やかに、厚生労働大臣又は日本年金機構理事長に対し、前項の請求をする。